平成２４年（フ）第９１号
愛知県一宮市萩原町串作2015番地
債務者　有限会社武田鉄工所
代表者取締役　武田　雅史
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柚原　　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午前11時
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第８４号
北海道標津郡中標津町東十五条南１丁目３番地
債務者　成興建設株式会社
代表者代表取締役　鎌田二三男
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田庸央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月８日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第６７４号
名古屋市中区丸の内３丁目19番14号
債務者　株式会社ハーバープレイス
代表者代表取締役　日下　　守
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　悠史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月８日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６７５号
名古屋市中区丸の内３丁目19番14号
債務者　株式会社ケーズ（旧商号有限会社イープルルン）
代表者代表取締役　日下　　守
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　悠史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月８日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１０号
名古屋市中区丸の内３丁目19番14号
債務者　株式会社流通センター日晶
代表者代表取締役　日下　　守
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　悠史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月８日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２８号
北海道美唄市東４条南４丁目３番１―202号
債務者　佐藤由香理
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第３１号
北海道岩見沢市志文町162番地21
債務者　風林　一之
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第３４号
北海道美唄市東４条北６丁目３番２―310号
債務者　小吹　晴美
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第３９号
北海道夕張郡由仁町三川緑町112番地　しらかば団地
債務者　石川　里美（旧姓村野）
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１７９号
神奈川県秦野市栃窪75番地の42
債務者　天野　裕仁
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１８０号
神奈川県秦野市栃窪75番地の42
債務者　天野　裕子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３７９号
名古屋市港区正徳町２丁目78番地　ロッキー正徳107号
債務者　前川　正樹
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１００号
愛知県犬山市大字犬山字東古券300番地　ルミエールみゆき403
債務者　朝間　秀一
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第８３号
香川県高松市牟礼町大町668番地16
債務者　楠　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第８４号
香川県高松市牟礼町大町668番地16
債務者　楠　　愛（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２９号
香川県丸亀市土器町北１丁目60番地　２Ｆ南
債務者　中村　譽已
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第４０号
香川県丸亀市飯山町東坂元1317番地６
債務者　林　　幸成
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部